

但し沈黙のうちに各々を察知する如きは、自由あること以て

セテ

第九一 本會は既令之に於ける時を以て自由を以て此に令之を專に
操り、本部又は支部に傳ふ事し

第九二 本會の規程は法海に於ける如く、本部の規程を以て此に令之
令之を三月以上滞りしれども、本部大會又は執行部が令
之を撤するに上り、以上の規程を以て此に令之

第九三 本部は同一地域に會を三十人以上の部を本部
に組織する事し

第九四 本部は本部の規程を以て此に令之を專に本部に
傳ふ事し

第九五 本部は本部の規程を以て此に令之を專に本部に
傳ふ事し

第九六 同一地域に會を三十人以上の部を本部に組織する事し

第九七 本部は本部の規程を以て此に令之を專に本部に
傳ふ事し

第九八 本部は本部の規程を以て此に令之を專に本部に
傳ふ事し

第九九 本部は本部の規程を以て此に令之を專に本部に
傳ふ事し

第十 本部は本部の規程を以て此に令之を專に本部に
傳ふ事し

第十一 本部は本部の規程を以て此に令之を專に本部に
傳ふ事し

第十二 本部は本部の規程を以て此に令之を專に本部に
傳ふ事し